

非常取扱いの実施内容(2011年3月12日発表)

1 取扱内容

(1) 貯金関係(別紙3参照)

通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等

(2) 保険関係(別紙4参照)

かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約に関する保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い

2 対象郵便局及び対象店

(1) 貯金関係

郵便局 及びゆうちょ銀行各店舗

簡易郵便局を含みます。(貯金取扱局に限ります。)

(2) 保険関係

郵便局 及びかんぽ生命保険各支店

簡易郵便局を除きます。

3 取扱期間

(1) 貯金関係

平成23年3月14日(月)から

全国の郵便局 及びゆうちょ銀行各店舗

簡易郵便局を含みます。(貯金取扱局に限ります。)

(2) 保険関係

ア 保険料の払込猶予期間の延伸

通常払込猶予期間を含めて、最長6か月間延伸いたします。

イ 保険金の非常即時払等の非常取扱い

平成23年3月14日(月)から